

令和5年第1回臨時会

鳴沢村議会議録

令和5年5月10日 開会

令和5年5月10日 閉会

鳴沢村議会

令和5年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

令和5年5月10日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番	三浦秀康	2番	渡辺永幸
3番	渡辺辰也	4番	三浦雄一郎
5番	土屋文明	6番	渡辺次男
7番	三浦直樹	8番	小林昭一
9番	渡辺明雄	10番	渡辺正人

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子
総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵
企画課長 渡辺英博 福祉保健課長 渡辺 積
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信
教育課長 木暮富人 会計管理者 梶原 充

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一
議会事務局書記 渡辺栄一

7、会議事件

選挙第 1号 鳴沢村議会議長選挙の件
選挙第 2号 鳴沢村議会副議長選挙の件
選任第 1号 鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

- 選任第 2号 鳴沢村議会運営委員会委員選任の件
- 選挙第 3号 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件
- 選挙第 4号 河口湖南中学校組合議会議員選挙の件
- 選挙第 5号 富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件
- 選挙第 6号 青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件
- 選挙第 7号 青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件
- 選挙第 8号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件
- 選挙第 9号 富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の件
- 承認第 2号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第 3号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 議案第 22号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 23号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）
- 同意第 3号 鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

8、本日の議事日程

（臨時議長）

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 選挙第 1号 鳴沢村議会議長選挙の件

（新議長）

- 日程第 1 議席の指定
村長所信表明
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 選挙第 2号 鳴沢村議会副議長選挙の件
- 日程第 5 選任第 1号 鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

- | | | | |
|---------|----------------|-------|--|
| 日程第 6 | 選任第 | 2 号 | 鳴沢村議会運営委員会委員選任の件 |
| 日程第 7 | 選挙第 | 3 号 | 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護
組合議会議員選挙の件 |
| 日程第 8 | 選挙第 | 4 号 | 河口湖南中学校組合議会議員選挙の
件 |
| 日程第 9 | 選挙第 | 5 号 | 富士五湖広域行政事務組合議会議員
選挙の件 |
| 日程第 1 0 | 選挙第 | 6 号 | 青木が原ごみ処理組合議会議員選挙
の件 |
| 日程第 1 1 | 選挙第 | 7 号 | 青木ヶ原衛生センター議会議員選挙
の件 |
| 日程第 1 2 | 選挙第 | 8 号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会
議員選挙の件 |
| 日程第 1 3 | 選挙第 | 9 号 | 富士・東部広域環境事務組合議会議
員選挙の件 |
| 日程第 1 4 | 承認第 | 2 号 | 鳴沢村税条例の一部を改正する条例
を定める専決処分につき承認を求め
る件 |
| 日程第 1 5 | 承認第 | 3 号 | 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を
改正する条例を定める専決処分につ
き承認を求める件 |
| 日程第 1 6 | 議案第 | 2 2 号 | 鳴沢村介護保険条例の一部を改正す
る条例を定める件 |
| 日程第 1 7 | 議案第 | 2 3 号 | 令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 1 号) |
| 日程第 1 8 | 同意第 | 3 号 | 鳴沢村監査委員の選任に同意を求め
る件 |
| 追加日程第 1 | 委員会の閉会中の継続調査の件 | | |

開会 午後 3 時 0 0 分

議会事務局長（三浦進一君） 本日の臨時会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

議会事務局長の三浦進一と申します。よろしく申し上げます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員中、渡邊明雄議員が最年長でありますので、渡邊明雄議員に臨時議長をお願いいたします。

渡邊明雄議員、議長席に登壇してください。

臨時議長（渡邊明雄君） 着座のまま失礼します。

ただいま紹介されました渡邊明雄です。

地方自治法第 107 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから、令和 5 年第 1 回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 仮議席の指定

臨時議長（渡邊明雄君） 日程第 1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第 2 選挙第 1 号 鳴沢村議会議長選挙の件

臨時議長（渡邊明雄君） 日程第2、選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。

鳴沢村議会議長に渡辺正人君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました渡辺正人君を鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時議長（渡邊明雄君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺正人君が鳴沢村議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました渡辺正人君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、渡辺正人君の議長就任の挨拶について、その発言を許可いたします。渡辺正人君。

新議長（渡辺正人君） 皆さん、こんにちは。

村議会議長の就任に当たりましてご挨拶を申し上げます。

皆様にご承認をいただき、議長に就任したこと、大変光栄に存じます。その一方で、このような重責なポジションに就くこと、責任の重さを痛感しております。

さて、3年ほど続いた新型コロナウイルス感染症も転換期を迎え、5類に引き下げられましたが、まだ新型コロナは収束していません。引き続きワクチン接種などの対策をはじめ、その他、自然災害、事故や犯罪など様々な村民のリスクに対し我々がやるべきことは山積していると考えています。これからの諸問題に真摯に向き合い、村民の皆様信頼される議会運営を目指してまいります。

そして、議員の皆様の様々な立場や意見を尊重し、民主的な議論を進めながら、公正公平かつ中立な立場で透明性のある円滑な議会運営に努めてまいります。

議会の進化は、本来、代表機能と政策形成にあると言われていきます。そして、政策とは、目的を達成する手段であり、問題解決策そのものであります。

小林 優前村長は、常々、議会と行政は両輪であり、目指すものは同じであるとおっしゃっていました。どちらも同じ自治体の政策や制度の向上を目指す役割を持っていますが、それぞれ視点の異なる2つの機能が打ち出した解決策を議論した結果、どれだけ村民の立場に寄り添った政策になったのか、どれだけ村民の将来に役立つ政策ができたのか、そういう意味だと解釈しています。そのためにも、我々は新しい時代の変化を敏感に捉え、知識の研鑽を続けてまいりましょう。

最後になりますが、これからも皆様のご指導、ご支援のほど心よりお願い申し上げます。皆様からのご指導を賜りながら、議

会の発展に全力を尽くしてまいります。

以上、私からの挨拶とさせていただきます。

臨時議長（渡邊明雄君） 以上で臨時議長の職務は全て終了いたしました。

渡辺正人議長、議長席にお着き願います。

議長交代のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 6 分

再開 午後 3 時 7 分

議長（渡辺正人君） それでは、早速会議に入らせていただきます。

出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議を再開いたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

地方自治法第 121 条の規定により、本日の会議に村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いましたので、あらかじめご了承ください。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第 1 議席の指定

議長（渡辺正人君） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、お手元に配布しました議席表のとおり指定します。

ここで、議席移動のため、暫時休憩いたします。

ただいま指定した議席へ移動をお願いします。

休憩 午後 3 時 8 分

再開 午後 3 時 8 分

議長（渡辺正人君） それでは、会議を再開いたします。

◎村長所信表明

議長（渡辺正人君） ここで、村長より所信についての発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 令和 5 年第 1 回鳴沢村議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶と所信の一端を申し述べ、村議会議員各位並びに村民の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

私は、4 月 18 日に告示された鳴沢村長選挙で当選させていただきました。この上なく光栄であり、鳴沢村の発展に全力を尽くす決意を新たにしております。

鳴沢村は、人口が少なく、高齢化が進む地方自治体の一つです。自然が豊かで、四季折々の景色や温泉、スキー場などがあり、観光客も多く訪れます。しかし、若者の流出が進んでおり、地域経済の低迷や社会保障制度の維持など様々な課題があります。

また、新型コロナウイルス感染症のダメージで、観光業や飲食業などが大きな影響を受け、地域経済がようやく復調に転じる状態に置かれています。このような中、地域の課題に対し、村政の取組が求められる状況にあります。

このような中で、公平公正な行政運営を行い、健全な財政運営、効果的な住民サービスを目指していきます。そのために、地域振興、健康増進、教育環境の整備、防災対策、防犯対策を行っ

ていきます。

地域振興については、地域の魅力を最大限に生かし、地元の企業や農家、商店などを支援することで、地域経済の発展を目指します。そのため、地元生産品の販路拡大や地域の住民の絆を深めるために、イベントへの参加を促し、交流を深め、地域の観光資源を活用した観光振興など、地域特性を生かした施策を進めます。

なお、富士・鳴沢紅葉ロードレース大会については、今年中止することにしました。理由は、運営が赤字であること。また、多数の村関係者によるボランティアで運営され、負担が大きいからです。また、マラソンは一部の人たちがするスポーツであり、万人受けするスポーツではないということです。とはいえ、鳴沢村をPRすることや活力を作り出すために、新たなイベントを生み出さなければならないと考えております。

健康増進については、住民の健康づくりを支援するために、健康的な生活習慣の普及、スポーツ施設の整備などを進めます。また、地域の医療機関との連携強化を進め、住民の健康に関する情報提供や健康診断の実施など、地域全体での健康づくりに取り組みます。

教育環境の整備については、教育現場に必要な施設や機材の整備、教員の質の向上、ICT教育の充実など、地域の子どもたちが健やかに育つための環境づくりに取り組みます。

近年の温暖化により、夏休み以外の日でも最高気温が30度を超える日が増えてきました。鳴沢村は、高原にある村として夏でも冷涼なところでしたが、このように環境が変化しても学習しやすいように、エアコンの整備などで対応していきたいと考えています。

また、地域と教育現場との連携を強化し、地域の文化や歴史を

学ぶ機会の充実など、地域と教育現場が一体となった教育づくりを進めます。

防災対策については、地震や台風などの災害が発生した場合に備えて適切な避難所の整備や避難経路の確保、防災訓練の実施など、住民が安全に避難できる体制の整備を進めます。そこで、避難道路の確保が大切だと考えています。

国道139号線は、鳴沢村の大動脈ではありますが、ゴールデンウィークの期間や夏休みの期間は大渋滞が発生します。この解消策として、避難道路としても西湖方面へ通じる道路が必要と考えております。道路ができれば、その周囲の開発が進みやすくなり、その他の産業への好循環が期待できると考えています。そのため、県への折衝を行っていきます。

また、防災情報の共有や住民と自治体との連携を強化し、迅速かつ適切な災害対応を行います。

なお、防災の拠点となります現在の庁舎は、建築後60年がたち老朽化が進んでいます。年々修繕費がかかるようになるのは間違いないと思います。災害時の拠点として、また感染症に対応した庁舎を建設するため、仮の名ですが、新庁舎建設委員会を立ち上げて事業を進めていきます。

防犯対策については、地域全体で協力し、警察との連携強化や防犯カメラの設置、防犯パトロールの強化など、地域の安全・安心のために犯罪を抑止していきます。

最後に、鳴沢村の運営は、行政のみで行われるものではなく、議員の皆様、村民の皆様の理解と協力が必要不可欠であり、このことをお願いしまして、所信表明といたします。

議長（渡辺正人君） 以上で村長の所信表明を終わります。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

議長（渡辺正人君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦秀康君、渡辺永幸君を指名いたします。

◎日程第3 会期の決定

議長（渡辺正人君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

◎日程第4 選挙第2号 鳴沢村議会副議長選挙の件

議長（渡辺正人君） 日程第4、選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名す

ることに決定しました。

鳴沢村議会副議長に三浦雄一郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました三浦雄一郎君を鳴沢村議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました三浦雄一郎君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました三浦雄一郎君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、三浦雄一郎君の副議長就任の挨拶について、その発言を許可します。三浦雄一郎君。

新副議長(三浦雄一郎君) 皆様、改めましてこんにちは。

ただいま議長より指名されまして、伝統ある鳴沢村議会の副議長に就任することになりました。

微力ですが、議長を助け、皆様方のお力添えをいただきながら、副議長の責務を全うしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎日程第5 選任第1号 鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

議長(渡辺正人君) 日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

総務教育厚生常任委員に、三浦秀康君、土屋文明君、渡辺次男君、三浦直樹君、渡辺正人を、建設産業経済常任委員に、渡辺永幸君、渡辺辰也君、三浦雄一郎君、小林昭一君、渡邊明雄君を、広報常任委員に、三浦秀康君、土屋文明君、三浦直樹君、小林昭一君、渡邊明雄君を、予算決算常任委員に、議員全員を指名し、各常任委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第6 選任第2号 鳴沢村議会運営委員会委員選任の件

議長(渡辺正人君) 日程第6、選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議会運営委員に、渡辺永幸君、土屋文明君、渡辺次男君、小林昭一君、渡邊明雄君を指名し、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程第7 選挙第3号 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件

◎日程第8 選挙第4号 河口湖南中学校組合議会議員選

挙の件

- ◎日程第 9 選挙第 5 号 富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件
- ◎日程第 10 選挙第 6 号 青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件
- ◎日程第 11 選挙第 7 号 青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件
- ◎日程第 12 選挙第 8 号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件
- ◎日程第 13 選挙第 9 号 富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の件

議長（渡辺正人君） 日程第 7、選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件から日程第 13、選挙第 9 号富士・東部広域環境事務組合議会議員選挙の件までの 7 件の選挙を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に、土屋文明君、渡辺次男君、小林昭一君、渡邊明雄君を、河口湖南中学校組合議会議員に、三浦秀康君、三浦雄一郎君、三浦直樹君、小林昭一君を、富士五湖広域行政事務組合議会議員に、渡辺永幸君、渡邊明雄君を、青木が原ごみ処理組合議会議員に、渡辺辰也君、土屋文明君、渡辺次男君を、青木ヶ原衛生センター議会議員に、渡辺永幸君、渡辺辰也君、渡辺正人を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、三浦秀康君を、富士・東部広域環境事務組合議会議員に、三浦雄一郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました諸君をそれぞれの一部事務組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君がそれぞれの一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま各一部事務組合議会議員に当選された諸君が議場におられますので、会議規則第30条第2項による当選の告知をいたします。

それでは、ここで、選任された各常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

各委員会の正副委員長が決定次第、会議を再開します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時24分

再開 午後3時26分

議長（渡辺正人君） 会議を再開いたします。

ここで、休憩中に各委員会で正副委員長の互選が行われましたので、就任された正副委員長をご紹介します。

議会運営委員会委員長、小林昭一君、副委員長、渡邊明雄君、総務教育厚生常任委員会委員長、土屋文明君、副委員長、渡辺次男君、建設産業経済常任委員会委員長、渡辺永幸君、副委員長、渡辺辰也君、広報常任委員会委員長、渡邊明雄君、副委員長、三浦秀康君、予算決算常任委員会委員長、渡辺次男君、副委員長、三浦雄一郎君。

以上の諸君がそれぞれの委員会の正副委員長に就任されました。

**◎日程第 1 4 承認第 2 号 鳴沢村税条例の一部を改正する
条例を定める専決処分につき承認
を求める件**

議長（渡辺正人君） 日程第 1 4、承認第 2 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長 清水千恵君。

税務課長（清水千恵君） 承認第 2 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）等が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があり、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない

ことから専決処分を行ったものです。

ページをめくっていただき、新旧対照表の1ページをご覧ください。

税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用条項の整理や字句の訂正、内容が重複するものなどにつきましては割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

1ページの第34条の9をご覧ください。

こちらは、令和6年度から課税される森林環境税の導入に伴い改正するものです。森林環境税は、いわゆる「パリ協定」の枠組みの下で、日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、個人村民税の均等割と併せて賦課徴収することとなります。

以下、3ページの第38条、4ページの第41条、第44条、8ページの第47条に関する改正が森林環境税の導入に伴う改正となっております。

1ページにお戻りいただき、第36条の3の2第2項をご覧ください。

こちらは、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る規定が新設されたことに伴い新設するものです。

15ページの第82条第1号エをご覧ください。

こちらは、いわゆる電動キックボードと呼ばれる3輪の特定小型原付をミニカー区分から除外する規則改正に伴う改正となっております。除外した結果、3輪の特定小型原付は、条例第82条第1号イに該当することとなります。

22ページの附則第10条の2第27項をご覧ください。

こちらは、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税制の減額措置の規定が新設されたことに伴い、地域決定型地方税

制特例措置（通称：わがまち特例）の割合を定める規定を新設するもので、次の附則第10条の3第12項は、この特例を受ける際の特定マンションに係る申告書の提出に係る規定を追加するものです。

24ページの附則第15条の2をご覧ください。

こちらは、軽自動車税の環境性能割について、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定につきまして、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合を10%から35%に引き上げる法律改正に合わせて改正するものです。

25ページの附則第16条第2項をご覧ください。

こちらは、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、より環境性能の良い車両の普及を後押ししていく観点から、電気自動車等を取得した場合における現行の経過措置等の適用期限を3年間延長する法律改正に合わせて改正するものです。

最後に、32ページの附則の第1条で施行期日としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。ただし、第1号から第3号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとなっております。

以上で承認第2号についての専決処分理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第15 承認第3号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件

議長（渡辺正人君） 日程第15、承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長小林昭博君。

住民課長（小林昭博君） 承認第3号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件について、専決処分の理由につきましてご説明申し上げます。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する鳴沢村国民健康保険税条例の対応する法令の改正をする必要があり、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年

3月31日付で専決処分を行い、同日公布したものであります。
改正点についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第22条の2をご覧ください。これにつきましては、令和5年3月10日の令和5年第1回定例会において、本条例を先行して改正させていただきましたが、このうち、第23条2の改正に伴い、関係する規定の整備を行うものです。

続きまして、2ページの附則2をご覧ください。

これにつきましては、先ほどの22条の2の改正に伴い、対応する法令の書きぶりを他の条文に合わせるもので、3ページ以降につきましても同様の改正内容となっております。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行し、この条例による改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上で承認第3号の専決処分理由及び改正点についての説明を終わります。

議長（渡辺正人君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡辺正人君) 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

**◎日程第16 議案第22号 鳴沢村介護保険条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長(渡辺正人君) 日程第16、議案第22号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長 渡邊 積君。

福祉保健課長(渡邊 積君) 議案第22号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」の事務連絡が令和5年2月10日に発出されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免等について、令和4年度に財政支援が終了することが示され、減免の実施にあたり所要の改正を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

1枚めくっていただき、議案の1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険

者の保険料の減免等について、令和4年度分までで財政支援が終了するため、附則第6条第1項の冒頭に「令和元年度から令和4年度までの保険料であって、」を加え、また、令和4年度末に資格を取得した方の保険料の納期限が令和5年度中になることを鑑み、同項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第6条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第22号の提案理由の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号

は原案のとおり決定しました。

◎日程第 17 議案第 23号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）

議長（渡辺正人君） 日程第17、議案第23号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 議案第23号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度の一般会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに1,207万3,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を31億2,030万6,000円とするものであります。

歳出の概要につきましては、道の駅なるさわ運営事業516万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業450万8,000円、母子保健事業240万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、国庫支出金345万8,000円、県支出金285万円、村債520万円を見込んでおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

詳細につきましては、各所属課長より説明いたします。

議長（渡辺正人君） 企画課長 渡邊英博君。

企画課長（渡邊英博君） それでは、議案第23号の企画課所管の補正予算の詳細についてご説明させていただきます。

予算要求書の7ページをご覧ください。

道の駅なるさわ運営事業で、補正前額に516万5,000円を増額し、補正後の額を8,952万円とするものです。財源は、全額、緊急防災・減災事業債を活用します。

8ページをご覧ください。

補正の目的は、道の駅なるさわの防災機能を強化するために、電気設備改修工事を本年度予定しておりますが、社会経済情勢の変化に伴い、資材や労務費の高騰により、予算額に不足額が生じたためであります。

補正事業の内容は、労務単価及び建築物価の高騰並びに令和5年度国土交通省公共建築工事共通費積算基準見直しに伴い、委託料と工事請負費を増額するものであります。

補正予算計上理由は、令和5年度国土交通省公共建築工事共通費積算基準等の改定が令和5年3月末に公表されたためであります。

9ページをご覧ください。

委託料ですが、補正前額に16万5,000円を増額し、補正後の額を229万9,000円とするものです。内訳は、道の駅なるさわ電気設備改修工事監理業務で16万5,000円です。

単独事業分工事請負費ですが、補正前額に500万円を増額し、補正後の額を8,570万1,000円とするものです。内訳は、道の駅なるさわ電気設備改修工事で500万円となっております。

以上で企画課所管の補正予算の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 住民課長 小林昭博君。

住民課長（小林昭博君） 続いて、住民課所管の補正予算の詳細について説明をさせていただきます。

予算要求書の11ページをご覧ください。

子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、要求額450万円8,000円の皆増となります。財源については、国庫支出金が225万8,000円、県支出金が225万円となります。

続いて、12ページをご覧ください。

補正事業の目的ですが、食費等の物価高騰による支出の増加の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計が大きく悪化していることから、低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うものです。

補正事業の内容ですが、支給対象者が児童扶養手当受給者等以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯となり、令和5年度末で18歳以下の児童、障がい児については20歳以下となりますが、これらの児童等を養育している者に対して、児童1人当たり、国分5万円、県分5万円、合わせて10万円を支給するものであります。

補正予算計上理由は、国において支援策が3月に決定し、その後、県において国の支援策に上乘せをして支援することが4月に決定したためであります。

続いて、13ページをご覧ください。

事業費の内訳は、子育て世帯生活支援特別給付金が450万円で、45人分を見込み、その関連事務費として郵便料を8,000円計上しています。

なお、国・県ともにできる限り5月中の支給をお願いしたいとことから、村でも支給できるように進めていきます。

以上で住民課所管の補正予算の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 続いて、福祉保健課長 渡邊 積君。

福祉保健課長（渡邊 積君） 次に、福祉保健課所管の母子保健事業についてご説明いたします。

予算要求書の15ページをご覧ください。

今回の補正予算要求額は240万円の増額であります。補正後の額を1,061万円とするものです。財源は、国庫支出金120万円、県支出金60万円、一般財源60万円を見込んでおります。

16ページをご覧ください。

事業内容は、未熟児の療育医療に係る費用のうち、保険適用後の自己負担額を扶助するものであります。当初予算で48万円を見込んでおりましたが、長期間の未熟児療育医療による給付申請があり、予算に不足が生じるため、今回の補正予算となったものであります。

17ページをご覧ください。

事業費の内訳ですが、全額が扶助費の未熟児養育医療費240万円であります。

以上で福祉保健課所管の補正予算についての詳細説明を終わります。

議長（渡辺正人君） 続いて、総務課長 三浦寿得君。

総務課長（三浦寿得君） 続きまして、総務課所管の歳入予算要求について説明いたします。

予算要求書1ページをご覧ください。

純繰越金補正額56万5,000円、補正後の額5,056万5,000円。内訳は、未熟児養育医療給付費負担金240万円に対する村の負担分60万円と、道の駅なるさわ電気設備改修工事に係る一般財源の減額分3万5,000円を相殺したものであります。

2ページをご覧ください。

緊急防災・減災事業債、補正額520万円、補正後の額8,690万円、道の駅なるさわ電気設備改修工事に係る起債額の変更増額であります。

起債を予定している緊急防災・減災事業債につきましては、元利償還金額の70%が後年の交付税に算定され、実質的な村の負担額は30%となる非常に有利な起債であります。

先ほど説明のありました道の駅なるさわ電気設備改修工事に、この緊急防災・減災事業債を充当するものであります。

以上で議案第23号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

議長（渡辺正人君） これより質疑に入りますが、質疑の際は、ページ数と事業名を必ず述べていただくようお願いします。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第23号は可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺正人君） 起立全員です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第18 同意第3号 鳴沢村監査委員の選任に同意を
求める件

議長（渡辺正人君） 日程第18、同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林茂澄君。

村長（小林茂澄君） 同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件について提案理由をご説明申し上げます。

議会選出監査委員が欠員となっていることを受け選任するものですが、鳴沢村786番地、三浦直樹氏を選任したいと思えます。

ご存じのように、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、行政運営に関して優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

議長（渡辺正人君） ここで、地方自治法第117条の規定により、三浦直樹君の退場を求めます。

（7番 三浦直樹君 退場）

議長（渡辺正人君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺正人君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

三浦直樹君、入室願います。

（7番 三浦直樹君 入室）

議長（渡辺正人君） 三浦直樹君に報告いたします。

本案は原案のとおり同意されました。

議長（渡辺正人君） ここで、先ほどの休憩中に開催された委員会の委員長より、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。

この際、委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題と

することに決定しました。

◎追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（渡辺正人君） 追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（渡辺正人君） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（渡辺正人君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和5年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時2分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年5月10日

臨時議会議長

議会議長

署名議員

署名議員